

【成田市教育振興基本計画の位置付け】

- 1) 教育基本法第17条に基づく「教育振興基本計画」を参酌した計画とする。
- 2) 最上位計画である「成田市総合計画」に対応した、教育分野に関する主要施策を総合的かつ体系的に構築する中期的な計画とする。
- 3) 成田市の目指す教育の姿を明確にするため、総合的な施策の根本を定めた「成田市教育大綱」を具現化するための計画とする。
- 4) これまでの「成田市学校教育振興基本計画」と「成田市生涯学習推進計画」を統合した計画とする。

